

令和7年5月1日以降採用 職務経験者対象（追加募集）

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会職員採用候補者試験要綱

令和7年3月

豊川市社会福祉協議会職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

1 採用予定職種、人員及び受験資格

職 種	人 員	受 験 資 格
相談支援専門員 【職務経験者対象】	1名	昭和38年4月2日以降に生まれ、次の区分に応じた経験・資格を有し、採用後、その専門知識技術、経験を活かせる方
		【相談支援専門員】 相談支援専門員の資格を有し（採用後も資格が有効である方）、社会福祉施設等で相談、指導等の業務に携わった経験が通算して5年以上（令和7年2月末現在）ある方

※ 最終合格者は、原則として令和7年5月1日の採用となりますが、採用日は令和7年5月1日から令和7年7月1日の間で相談に応じます。

注(1) 次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 各職種について、自力により通勤ができ、かつ介護者なしで職務遂行が可能な方であれば障害のある方も応募できます。なお、適性検査は、活字印刷による出題、口頭試問及びCD音声により実施します。車椅子の使用等、身体等の事情により特に配慮が必要となることがある場合は、事前に相談してください。
- (3) 普通自動車運転免許（AT限定可）を有し、実際に運転できる方とします。
- (4) 経験年数の計算にあたっては、民間企業、各種団体等の職員（会社員、公務員、団体職員、パートタイマー等で、1つの勤務先で週あたり35時間以上の勤務）として1年以上（産休・育児休業等の休業期間を除く。）継続して就業していた期間が該当し、職務経験が複数ある場合は通算ができます。例えばA会社で2年、B会社で9か月、C団体で3年、当該業務に従事してきた場合、B会社の経験は1年未満であるため該当せず通算年数は5年となります。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれかの一方のみの職歴とします。

2 試験の内容

(1) 第1次試験

種 目	内 容
書類審査	試験申込書の内容等
面接試験	提出した試験申込書の内容についての説明及び質疑応答。なお、試験中に使用できる資料は、提出した試験申込書のみ
適性検査	職員として職務遂行上必要な素質・性格の検査（60分） ※CD音声により実施します。

(2) 第2次試験

面接試験	主として人物についての面接による口述試験
------	----------------------

3 試験日程及び場所

第1次試験	申込受付後日程を調整します。 豊川市社会福祉会館「ウィズ豊川」で実施します。
第2次試験	豊川市社会福祉会館「ウィズ豊川」で実施予定です。詳細は、第1次試験合格者に通知します。

※不測の事態が生じた場合、試験日程等について、変更となる場合があります。

4 受験手続

申込先	社会福祉法人豊川市社会福祉協議会総務課（豊川市社会福祉会館 1 階） 豊川市諏訪 3 丁目 2 4 2 番地（〒442-0068） 電話 0533-83-5211
申込手続	(1) 提出書類（下記参照）については、必要事項を自書した試験申込書と関係書類を封筒（角形 2 号）に入れ、「職員採用試験申込」と朱書きし、提出してください。（郵送可） (2) 申込書は豊川市社会福祉会館「ウィズ豊川」で配付しています。インターネット上で申込書等の用紙をプリントアウトして申し込むことも可能です。申込書は、 <u>自筆で必要事項を記入</u> して提出してください。
提出書類	(1) 豊川市社会福祉協議会職員採用候補者試験申込書 <u>※必ず受験する職種を選択してください。</u> (2) 写真（最近 3 か月以内に撮影した上半身脱帽正面向きのもの。申込書に貼り、提出すること。写真の大きさは、縦 4.5 cm×横 3.5 cm） (3) 相談支援専門員であることが証明できる書類等。 (4) 最終学校の成績（単位修得）証明書及び卒業証明書
受付期間	<u>令和 7 年 3 月 2 8 日（金）から令和 7 年 4 月 1 1 日（金）まで（必着）</u>
注意事項	申込書・提出書類に不備、不足等があると受付ができませんので、十分注意してください。

5 給与・勤務条件

(1) 採用時期

令和 7 年 5 月 1 日以降 ※採用時期については令和 7 年 5 月 1 日から令和 7 年 7 月 1 日の間で、相談に応じます。

(2) 初任給（令和 7 年 5 月 1 日現在の見込額。下記金額には地域手当を含みます。ただし、給与制度の改正により、変更することがあります。）

※ 初任給は、最終学歴、職務経験の内容及び期間に応じて決定されます。

（例）年齢 30 歳、大卒で職務経験が 8 年である場合 292,431 円程度

年齢 38 歳、大卒で職務経験が 16 年である場合 333,519 円程度

(3) 職員手当

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会職員給与等支給規程に基づき、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等をそれぞれの支給条件に応じて支給します。

(4) 休日・休暇・勤務時間

① 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始。ただし勤務場所によっては変則勤務があります。

② 年次休暇

1 年度（4 月から 3 月まで）に 20 日

③ 特別休暇

慶弔休暇・夏季休暇・結婚休暇・ボランティア休暇・産前産後休暇など

④ 勤務時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

6 職務内容

障害者基幹相談支援センター事業での相談支援専門員業務を想定していますが、人事異動により本会の他の業務に就くことがあります。

社会福祉協議会職員としての業務（地域福祉の推進に関する業務、高齢者・障害者等の相談支援業務、障害者等の介護業務、団体事務、施設管理、会計・経理事務、法人運営事務など）

7 その他

- (1) 申込受付後、試験申込書その他の一切の書類はお返ししません。
- (2) 申込書等の記載事項について虚偽の記載等があった場合には、合格を取り消します。
- (3) 駐車台数が限られています。受験の際は、徒歩、自転車または公共交通機関を利用してください。
- (4) その他不明な点は、豊川市社会福祉協議会総務課総務係までお問い合わせください。

【試験会場案内図】

【問い合わせ先】



社会福祉法人豊川市社会福祉協議会総務課総務係
豊川市諏訪3丁目242番地

(豊川市社会福祉会館内)

電話 0533-83-5211

E-mail: t-shakyo@toyokawa-shakyo.or.jp

<https://www.toyokawa-shakyo.or.jp/>



携帯電話機等で読み取れば簡単に本会ホームページのトップページにアクセスできるようになります。